

制定 令和 元年 8月26日 神兵庫公示第 2号  
制定 令和 2年12月25日 神兵庫公示第 6号  
改正 令和 3年10月22日 神兵庫公示第 4号  
改正 令和 4年 5月31日 神兵庫公示第 2号

## 公 示

自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー）許可申請事案の処理方針について

自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）に関する許可は、この公示に基づき行う。

令和4年5月31日

神戸運輸監理部長 田淵 一浩



記

### 第1 許可申請及び審査の基準

道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「運送法」という。）第80条第1項に基づき、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号、以下「施行規則」という。）第52条の規定により、自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）の許可申請について、次の基準により申請を受理し審査する。

#### 1. 貸渡人

申請する貸渡人（法人にあつてはその役員、なお、役員にはいかなる名称によるかを問わず、役員と同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。以下同じ。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき。
- (2) 次に定める許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していないとき。
  - ア 自家用自動車の有償貸渡し
  - イ 一般旅客自動車運送事業（運送法第3条第1項各号に定める事業）
  - ウ 特定旅客自動車運送事業（運送法第3条第2項に定める事業）
  - エ 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「事業法」という。）第2条第2項に定める事業）
  - オ 特定貨物自動車運送事業（事業法第2条第3項に定める事業）
- (3) 上記（2）アからオの許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第8

8号)第15条の規定による通知(聴聞の通知)があった日から、当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし(相当の理由がある場合を除く。)、その届出の日から2年を経過していないとき。

- (4) 上記(2)アからオのいずれかの事業において、運送法又は事業法に基づく検査を受けた日から、許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし(相当の理由がある場合を除く。)、その届出の日から2年を経過していないとき。
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。
- (6) 申請する貸渡人(法人にあってはその役員)が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業の経営に類似する行為による有罪判決又は処分がないこと。

## 2. 申請手続、並びに申請における記載事項及び添付書類

- (1) 事務所の所在地が兵庫県内にあること。
- (2) 他の運輸支局長又は陸運事務所長の許可を受けている貸渡人は、許可申請をすることができない。
- (3) 申請書には次の書類を添付するものとする。
  - ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書面
  - ② 発行後3ヶ月以内の次の書類
    - ア 申請者が個人の場合 住民票
    - イ 申請者が法人の場合 商業登記簿謄本(未登記の場合は、認証済み定款)
  - ③ 欠格事由に該当しない旨の宣誓書  
ただし、法人にあっては、役員全員とし、新法人にあっては、発起人全員とする。
  - ④ 事務所別車種別配置車両数の一覧表  
なお、貸渡しをする自動車の種別は、次のものに限る。
    - ア 自家用乗用車
    - イ 自家用マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。)
    - ウ 自家用貨物自動車
    - エ 特種用途自動車
    - オ 二輪車
  - ⑤ 霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長が7mを超えるバスの貸渡しを行わないものであること。
  - ⑥ 次の事項を記載した貸渡しの実施計画
    - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制及び計画
      - (7) 事務所ごとに配置する責任者
      - (イ) 従業員への指導及び研修の計画
    - イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法  
「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」(平成

16年3月16日付け国自旅第234号)の趣旨を徹底し、運転手に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努められるものであること。

また、貸渡しに付随した運転手の労務供給(運転手の紹介及びあっせんを含む。)を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

(ア) 事務所において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。)

(イ) ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載

(ウ) 書面(電子メール等の電磁的方法を含む。)の提示

ウ その他貸渡しの適正化を図るための計画

(ア) 自動車事故損害賠償保険への加入状況又は加入計画

全ての貸渡自家用自動車について、次に定める要件に適合する損害賠償責任保険契約を締結するものであること。

a 対人保険 1人あたり 8,000万円以上

b 対物保険 1件あたり 200万円以上

c 搭乗者保険(搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。)

1人あたり 500万円以上

(イ) 整備管理者(整備責任者)の配置計画

⑦ レンタカー型カーシェアリングを行う場合には、次の書類を添付すること。

ア 使用する自動車の車名及び型式

イ 自動車の保管場所(デポジット)の所在地及び配置図

ウ 自動車の保管場所を管理する事務所の所在地

エ IT等の活用により行う自動車の貸渡し状況、及び整備状況等の把握方法

オ 自動車及びエンジンキー等の管理及び貸し出し方法

カ 会員規約又は契約書

### 3. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合の特例

自家用マイクロバスを使用した一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)の経営類似行為や無許可経営、貸渡人による運転手の労務供給などの不法行為が後を絶たない現状を鑑み、自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合には、次によるものとする。

(1) レンタカー事業において、2年以上の経営実績を有していること。

(2) 過去2年度において貸渡実績報告書(様式1)及び事務所別車種別配置車両数の一覧表(様式2)を期日(毎年5月31日)までに提出していること。

(3) 自家用マイクロバスの増車は、7日前までに届け出ること。

(4) 過去2年間において、運送法違反による刑罰、行政処分(不利益処分)を受けていないこと。

(5) すでに自家用マイクロバスの貸渡しを行っている貸渡人にとっては、直近2年間における自家用マイクロバスの貸渡簿の写し(貸渡簿が電磁的記録により備えられている場合は、当該電磁的記録、又は当該電磁的記録を書面に出力したものをいう)を添付すること。

ただし、前回届出時に添付した貸渡簿写しと重複する期間については、省略できるものとする。

## 第2 許可に付す条件

許可には、次の条件を付す。

1. この許可により、貸渡しができる自動車は次のものに限る。
  - ア 自家用乗用車
  - イ 自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。）
  - ウ 自家用貨物自動車
  - エ 特種用途自動車
  - オ 二輪車
2. 全ての貸渡自家用自動車は、次に定める要件に適合する損害賠償責任保険に加入しなければならない。
  - ア 対人保険 1人あたり 8000万円以上
  - イ 対物保険 1件あたり 200万円以上
  - ウ 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）  
搭乗者1人あたり 500万円以上
3. 霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長が7mを超えるバスの貸渡しを行ってはならない。
4. 自家用自動車を使用して、自動車運送事業の経営又は類似する行為を行ってはならない。
5. 貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
6. 貸渡しに付随した労務供給を行ってはならない。  
また、その旨を以下のいずれかの方法により明示しなければならない。
  - (1) 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む）
  - (2) ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
  - (3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示
7. 公示「自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー）の許可申請事案の処理方針について」を改正した場合には、改正後の基準に合致するものでなければならない。
8. あらかじめ届出をしなければならないものは次のとおりとする。
  - (1) 配置事務所の名称若しくは所在地の変更（事務所の新設も含む。）をしようとするときには、変更後の事務所の名称若しくは所在地を届出しなければならない。

ただし、他の運輸支局長の管轄する事務所に関する届出をする場合には、該当する運輸支局長にこの許可書の写しを添えて届出しなければならない。

9. 遅滞なく届出しなければならないものは次のとおりとする。

- (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所に変更があったとき。
- (2) 法人の役員の変更があったとき。

ただし、代表権を有しない役員又は社員は、毎年7月31日までに前年7月1日から6月30日の変更について届け出ること。

- (3) 貸渡料金及び貸渡約款に変更が生じたとき。
- (4) 貸渡しを廃止したとき。

10. 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式1）及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式2）」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。

11. 貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- (1) 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
- (2) ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- (3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

12. 貸渡自動車は、一時的に他の事務所にあったとしても、配置事務所の従業員等により貸渡し状況及び整備状況などの車両に関する状況を把握し（IT等の活用により車両の状況が当該配置事務所以外の本社等において把握されている場合にあっては、当該配置事務所の従業員等により当該本社等において把握されている車両の状況を把握することを含む。）適確な管理をしなければならない。

ただし、カーシェアリングを行う場合であって、当該配置事務所以外の本社等においてIT等の活用により適確に把握できると認めるときはこの限りでない。

13. 別記1の事項を記載する貸渡簿を書面又は電磁的記録により備付け、貸渡しの状況を適確に記録し、貸渡しの終了日から2年間保存しなければならない。

14. カーシェアリングの場合を除き、別記2の事項を記載した貸渡証を借受人に交付（電子メール等の電磁的方法を含む。）し、携行（電磁的記録による携行を含む。）するよう指示しなければならない。

15. 貸渡人は、許可の日から1ヶ月以内に登録免許税を納付しなければならない。

16. 貸渡人が、道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違

反したとき、又は公示で定める欠格事由に該当したときは、貸渡自動車の使用を禁止、又は許可を取り消す。

#### 附則

1. この公示は、令和3年11月1日から施行する。
2. この公示の施行日より前に許可を受けていた事業者が付された許可に対する条件は、この公示の施行を以て、この公示の許可に対する条件に読み替えるものとする。

#### 附則（令和3年10月22日付け神兵輪公示第4号改正）

本公示は、令和3年11月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

#### 附則（令和4年5月31日付け神兵輪公示第2号改正）

本公示は、令和4年6月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

#### 【別記1】

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものにより、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 貸渡事務所、返還事務所
6. 運行区間又は行き先及び利用人数、使用目的（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
7. 走行キロ数
8. 貸渡料金
9. 事故に関する事項

#### 【別記2】

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 貸渡事務所及び返還事務所
6. 貸渡人の氏名又は名所及び住所
7. 次の遵守事項
  - (1) 「運行中は必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求

- があったときは、呈示しなければならない。」旨の記載
- (2) 「自動車の借り受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
  - (3) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
  - (4) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、借受人が日常点検を実施すること」旨の記載